

品川区奨学金

令和5年度在学応援資金募集

申請の手引

目 次

I. 品川区奨学金（在学応援資金）の貸付について	
1. 品川区奨学金貸付制度の目的	1
2. 在学応援資金の対象となる使いみち	1
3. 申請の資格	1
4. 申請期間	2
5. 貸付金額、時期および方法等	2
6. 奨学生の選考・決定・通知	2
7. 奨学金の返還について	3
8. 返還免除制度について	3
II. 申請の方法	
1. 申請書類	4
2. 添付書類	4
3. 面接	5
III. 奨学金貸付申請書・調査票等の記入方法	
1. 奨学金貸付申請書の記入方法	6
2. 奨学生調査票の記入方法	6
3. 家計状況調査票の記入方法	6
4. 作文について	7
5. 奨学生推薦書について	7
6. 申請書類提出先	7
<参 考>	
申請から貸付までの流れ図	8
貸付から返還開始までの流れ図	8
品川区奨学金以外の制度	9

I 品川区奨学金（在学応援資金）の貸付について

1 品川区奨学金貸付制度の目的

高等学校等に在学中の方で、経済的理由により修学等が困難な方に対し、資金を貸し付け、奨学生が充実した高校生活を送り、健やかな成長と社会的自立を図ることを目的としています。

2 在学応援資金の対象となる使いみち

在学応援資金は高等学校等に在学中の方が、目標に向かって実現したいことを応援する資金です。

資金の使いみちは課外活動や目標実現のためにかかる費用や、学納金等、高等学校等に在学に必要な費用も一部対象となります。いずれも申請時点で未払いのもので、支払が今年度中のものが対象となります。

①高等学校等に在学に必要な費用ではないが、課外活動や目標を実現するために必要な費用

例：選択授業にかかる費用、補助教材費、部活動費、講習費、塾代など

②高等学校等に在学中にかかる費用のうち修学に必要な費用

例：学納金、教材費、修学旅行費など

※対象外費用

申請時点で支払済みの学納金（授業料等）、滞納している学納金、通学定期代、交通費、日用品（メガネ、コンタクトレンズ等）、寄付金、父母会費、給付型奨学金で補填できる費用（公立高等学校等の授業料、私立高等学校等で475,000円までの授業料）など

3 申請の資格

次の全てに該当する人

- (1) 現在、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校または専修学校（高等課程に限る。）に在学している
- (2) 経済的理由により修学に付随する課外活動を行うことや修学することが困難である（所得制限有）
- (3) 申請者および保護者が品川区内に住民登録がある
外国人住民の場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」であること。
- (4) 申請者が高等学校等に在学に対して明確な目標と意欲を備えている
- (5) 受給可能な給付型の奨学金制度を利用してもなお不足する費用に対する貸付である（品川区奨学金より優先して利用していただく制度があります。P9参照）

4 申請期間 令和5年10月2日（月）～10月31日（火） 期間厳守

※火曜延長窓口、日曜開庁窓口には対応しておりません。

5 貸付金額、時期および方法等

(1) 貸付金額

在学期間中最大60万円

ただし、1年度あたり30万円を上限に、必要額の範囲を貸し付けます（1万円単位、1万円未満切捨て。例：345,800円申請→300,000円、249,850円申請→240,000円）

(2) 貸付の時期および方法

奨学生決定後、区に交付請求書と借用書を提出していただきます。交付請求書等受領後、申請者名義の口座に振り込みます。（交付請求書提出から振り込みまでに約3週間かかります）

(3) 貸付後の報告

貸付後、資金をどのように使用したのか、使途報告書を提出していただきます。使途報告書には領収書等の添付が必要です。

(4) その他貸付に関すること

- 奨学金を目的以外に使用したとき、申請内容に偽りがあったときやその他の不正な手段によって貸付を受けたときは、貸付金全額を一括して返還していただきます。
- 貸付を受けた場合は、卒業までの間、毎年度在学の確認を行います。途中で退学するなど、在学が確認できない場合は、返還開始の手続きを行うこととなります。
- 住所・氏名・連帯保証人や貸付申請の内容等に変更があった場合には、14日以内に届けてください。（例えば、転校・転学したとき、休学・停学または退学したときなど）

6 奨学生の選考・決定・通知

申請書類（P4参照）、家計状況、作文等の提出書類をもとに、面接を実施します。なお申込多数の場合は、あらかじめ書類選考を行う場合があります。その後、品川区奨学金運営委員会において審議し、貸付の可否を決定します。結果については、8月下旬頃に申請者・連帯保証人および高等学校等校長あてに通知します。

申請額全額について必ず貸し付けを受けられるとは限りません。審査により、貸付額の減額や、貸し付けが認められない場合もあります。

7 奨学金の返還について

(1) 返還の期間および方法

高等学校等卒業後、1年の据え置き期間を経て、15年以内に毎年度規定の額を返還していただきます。

(2) その他返還に関すること

- 住所・氏名・連帯保証人や、借用書の内容等に変更があった場合には、14日以内に届けてください。（例えば、転居したとき、結婚して姓が変わったとき、死亡したときなど）
- 奨学金の貸し付けは無利子です。ただし返還を遅延したときは、違約金がかかります。
- 必要な届け出がない場合や返還を遅延したときは、資産等の状況を調査いたします。
- 返還を怠った場合は、未納額を一括して返還していただくことがあります。

8 返還免除制度について

(1) 返還免除制度とは

貸付申請時に決めた目標に対してどのように活動してきたか、高等学校等卒業時に在学中の成果や校長からの推薦書を添えて申請すると、審査により貸付額の全部または一部の返還が免除される制度です。返還免除が認められない場合もあります。

(2) 申請時期

高等学校等卒業年の3月頃に申請の案内を郵送します。貸付金の返還免除を希望する場合は、必要書類を揃え指定期日までに申請してください。なお申請後、申請者との面接を実施します。

(3) 返還免除の対象となる審査項目

申請時に設定した目標への取り組み実績、高等学校等在学中の活動実績、地域での活動等を申請者との面接により聞き取り、総合評価を行います（詳細は貸付決定後にお渡しする「貸付のしおり」でご案内します）。

(4) その他返還免除に関すること

必ず返還免除を受けられるとは限りません。返還免除が認められない場合は、貸付金を返還していただきます。

Ⅱ 申請の方法

品川区奨学金の貸付を希望する方は、「Ⅲ奨学金貸付申請書・調査票等の記入方法」に基づき、以下の書類に必要事項を記入し、区役所子育て応援課（本庁舎7階）へ持参し提出してください。

1 申請書類

- (1) 「奨学金貸付申請書」
- (2) 「奨学生調査票」
- (3) 「家計状況調査票」
- (4) 「作文」
- (5) 「奨学生推薦書」（申請者が在学中の高等学校等校長へ記入を依頼してください。）

※すぐに発行してもらえない場合がありますので、時間的余裕をもって依頼してください。

2 添付書類

- (1) 住民票
 - 世帯全員、続柄、在留資格（外国籍の方のみ）の省略がないもの
 - マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
 - 発行日が3ヶ月以内のもの
- (2) 印鑑登録証明書（印鑑は、正式に奨学生として採用されたあとの手続きに必要となります。
お手元に保管し、紛失しないよう注意してください。）
 - 申請者と連帯保証人のもの
 - 親子であっても、それぞれ違う印鑑を登録してください。
 - 発行日が3ヶ月以内のもの
- (3) 令和5年度住民税課税・非課税証明書
 - 保護者および保護者の配偶者のもの
 - 扶養の記載があるもの
 - 扶養人数の記載があるもの
 - 発行日が3ヶ月以内のもの

※ 扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に提出してください。

※ 源泉徴収票、特別徴収税額通知書、納税通知書では受付できません。

※ 海外に赴任していて住民税課税・非課税証明書が入手できない場合は、勤務先発行の給与の支払い証明書が必要です。

※ 令和5年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」または「児童扶養手当受給証明書の写し」を添付してください。

※ 保護者が自営業でその配偶者が「事業専従者」の場合は、配偶者の証明書も必要です。

(4) その他

以下に該当する場合は提出してください。

①生活保護を受給中の方

- 生活保護受給証明書
- 福祉事務所長意見書

②障害者のいる世帯

- 障害者手帳、療育手帳の写し

③長期療養者（6ヶ月以上）のいる世帯

- 「医師の診断書」および「医療費等の領収書」

④主たる生計維持者が別居している世帯

（単身赴任等、別居のための費用負担がある世帯）

- 事由を証明する書類（会社の辞令、別居先光熱水費の領収書）など

⑤主たる生計維持者が変動した世帯（直近1年以内）

- 死亡 戸籍謄本
- 失業 雇用保険受給資格者証
- 傷病 医師の診断書

⑥火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯

- 官公署が発行する「災害、盗難等の証明書」

⑦目標に関する実績が既にある

- 実績を証明するもの（表彰状、合格証など）

(5) 連帯保証人が保護者以外の場合

上記（1）～（4）の添付書類のほか、連帯保証人について以下の書類を提出してください。

① 令和4年中の収入・所得を証明する書類

- 給与収入の方 「源泉徴収票」令和4年分
- 事業所得の方 「所得税の確定申告書」第一・二表の写し（令和4年分）
- パート・アルバイトの方 「賃金支払い明細書」令和4年中のもの全て

②住民票

- 在留資格の省略がないもの（外国籍の方のみ）
- マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
- 発行日が3ヶ月以内のもの

③印鑑登録証明書

- 発行日が3ヶ月以内のもの

3 面接

11月下旬に、申請者との面接を行います。（11月18日(土)or19日(日)の1日を予定）

- (1) 目標と資金の使途、目標達成への意欲について話を伺います。
- (2) 奨学金制度について理解されているか確認いたします。
- (3) 申請書類の内容確認等をさせていただきます。

Ⅲ 奨学金貸付申請書・調査票等の記入方法

1 奨学金貸付申請書の記入方法

必ず該当する方自身（家族欄のみ代筆可）が油性ボールペンで記入してください。（消せるボールペン等のゲルインキのものは不可）。

(1) 健康状態には、普段の状態を記入してください。

一時的体調不良（風邪、腹痛など）は 「良」とします。

長期療養（6ヶ月を超える療養など） 「否」＊備考欄に理由を記入

(2) 続柄は、申請者からみた続柄を記入してください。

(3) 家族に障害者がいる場合は、備考欄に障害名、等級を記入してください。

(4) 連帯保証人欄

連帯保証人は保証能力（資力）のある保護者1名です。

保護者に保証能力が無い場合は、次の条件をすべて満たす保証人が1名必要です。

- 東京都またはその隣接県に住んでいること
- 申請時に20歳以上で、独立した生計を営んでいること
- 申請者と同一世帯でないこと

(5) 申請書の右下部分の署名欄に必ず各自が署名してください（代筆不可）。

2 奨学生調査票の記入方法

必ず申請者が記入してください。

(1) 「資金使途内訳」は、貸付金の使いみちがわかるように品名（用途）別に金額と合計を記入してください。記入欄が足りない場合は、別紙に記載したものを添付する形でも結構です。

(2) 「資金使途内訳」に記入した金額が確認できる資料（請求書、パンフレット、カタログ、見積書等）を必ず添付してください。

3 家計状況調査票の記入方法

申請者と保護者が記入してください。

(1) 「保護者等の収入状況」は保護者の氏名、職業、職種、雇用形態を記入してください。

(2) 「住宅状況」は現在居住している住まいについて記入してください。

(3) 「借入状況」①は、兄弟姉妹が現在品川区奨学金を借り受けている、または、過去借り受けたことがある場合は、その方の氏名、借入額、返還残額、状況を記入してください。

(4) 「借入状況」②は、品川区奨学金の他の貸付金の状況を記入してください。

4 作文について

作文は必ず申請者が作成、自筆で指定の用紙に記入、提出してください。（パソコンでの作成は不可。）作文も審査対象となりますので用紙のスペースを埋めるように書きましょう。

申請書と一緒に提出してください。なお提出後の差し替え、後日の追加提出はできません。提出された作文は返却しません。返還免除の申請に向けて必要と判断される場合には、予め写しをとって、控えておくようにしてください。

5 奨学生推薦書について

在学している高等学校等へ、申請者が記入を依頼してください。

推薦書の封緘は開封せずに提出してください。（開封無効）

在学期でまだ成績が出ていない場合（高校1年生等）には、直近（中学等）の成績が分かるものを提出していただきます。後期の場合は、一学期の成績で可。

6 申請書類提出先（郵送不可・持参のみ）

事前に電話連絡の上、ご来所をお願いします。

品川区役所子ども未来部 子育て応援課 家庭支援係（本庁舎7階）

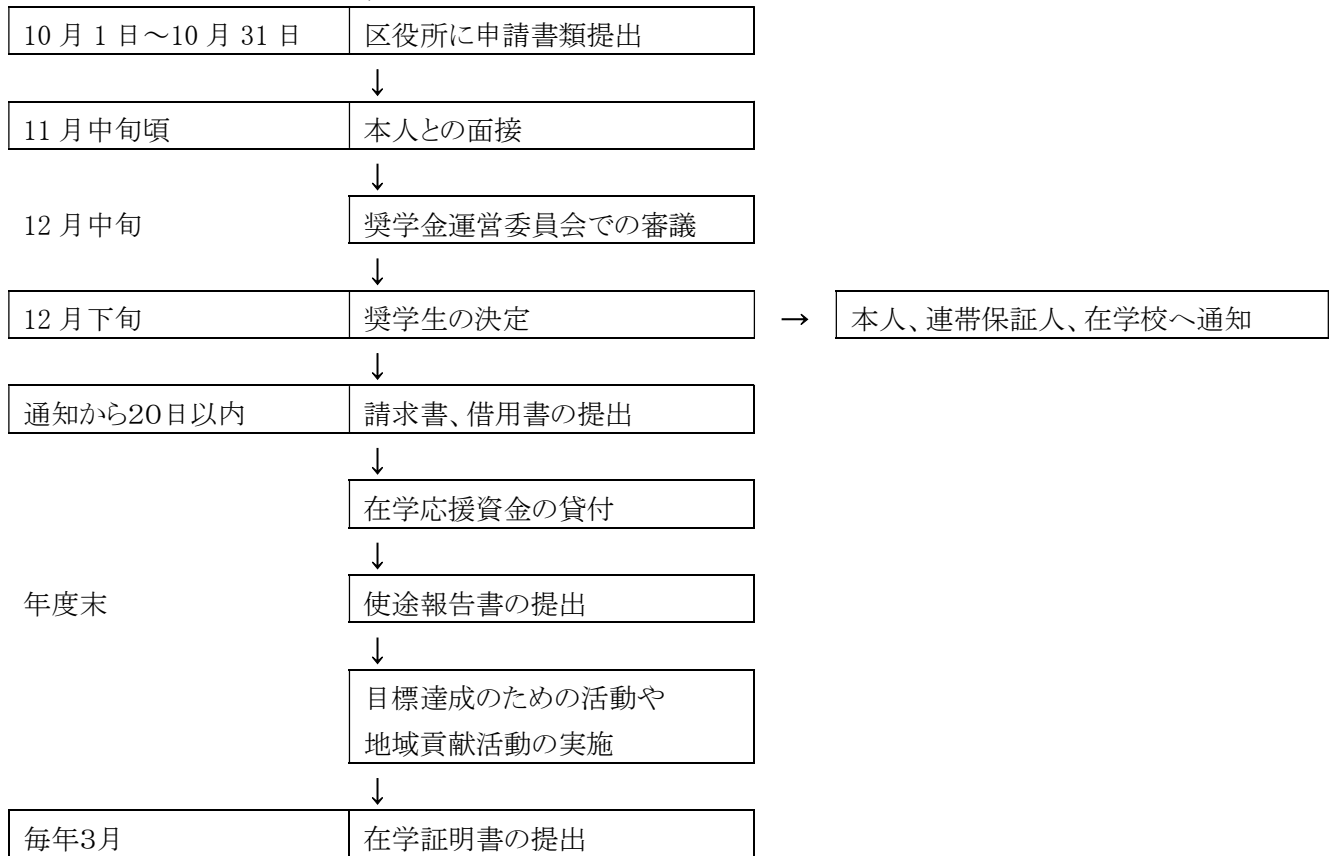
〔住所〕 品川区広町2-1-36

〔電話〕 5742-6385（平日のみ午前8時30分～午後5時15分まで）

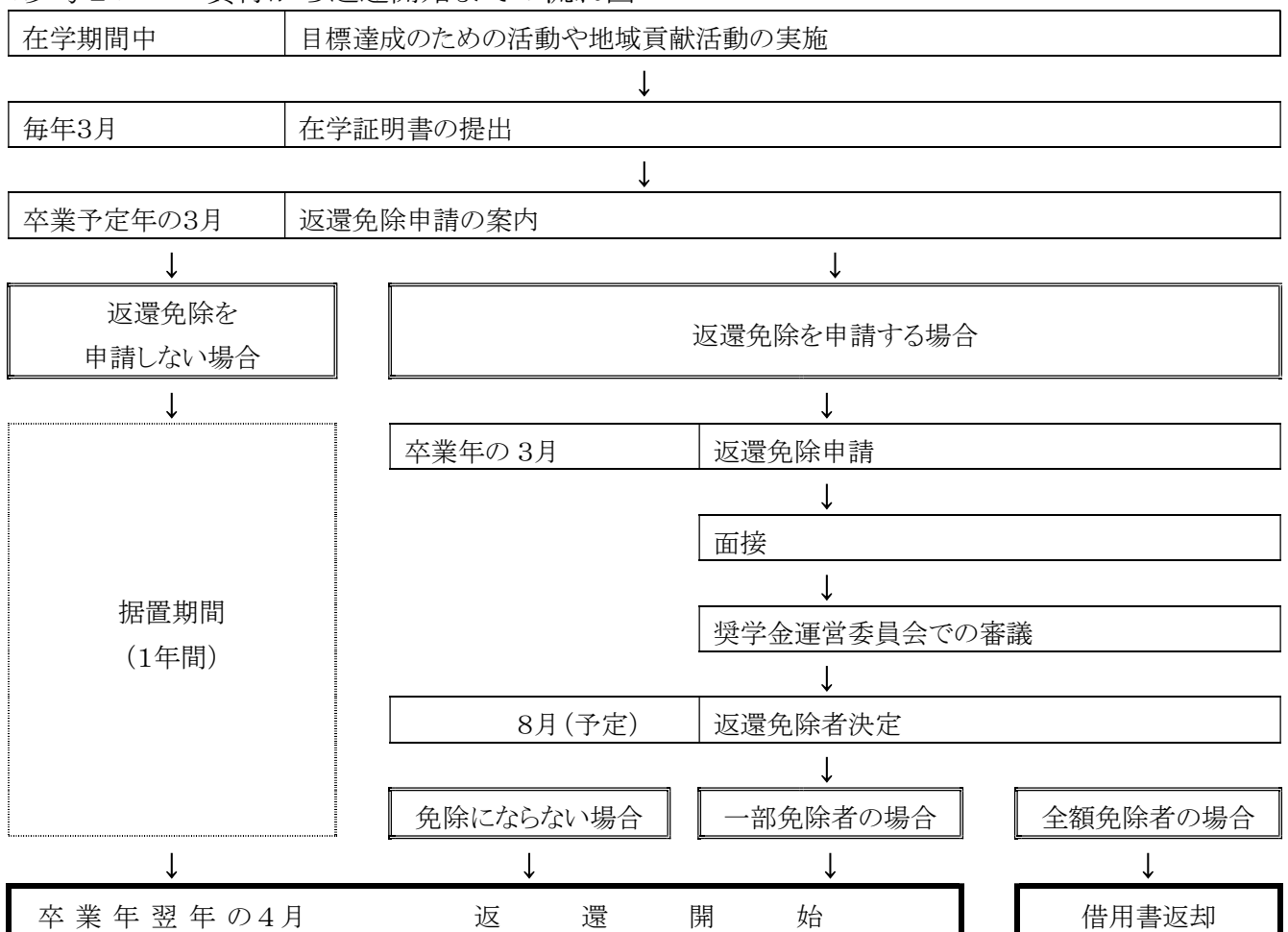
申請期間：令和5年10月2日（月）～10月31日（火） 期間厳守

※火曜延長窓口、日曜開庁窓口には対応しておりません。

<参考1> 申請から貸付までの流れ図



<参考2> 貸付から返還開始までの流れ図



<参考3> 品川区奨学金以外の制度

給付型奨学金（品川区奨学金と併用可、優先して利用する制度）

制度名	概要	問合せ先
高等学校等 就学支援金 (公立)	都立学校（都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部）に在学する生徒を対象に、最大36か月（定時制及び通信制の課程においては48か月）にわたり、授業料を国が支援する制度です。	教育庁都立学校教育部高等学校 教育課経理担当 電話：03-5320-6744 F A X：03-5388-1727
高等学校等 就学支援金 (私立)	私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、学校が生徒の授業料と相殺することで、教育費負担を軽減する制度です。	(公財) 東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当 電話：03-5206-7814
私立高等学校等 授業料軽減助成 金	都内にお住まいで、私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、授業料の一部を助成する制度です。	(公財) 東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当 電話：03-5206-7925
奨学給付金 (公立)	東京都教育委員会では、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業として、高等学校等（東京都立産業技術高等専門学校及び私立の高等学校等を除く。）に通う高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生がいる生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税世帯を対象に支援を行います。	教育庁都立学校教育部高等学校 教育課経理担当 電話：03-5320-7862 F A X：03-5388-1727
奨学給付金 (私立)	都内にお住まいで、私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、授業料以外の教育に必要な経費の一部を助成する制度です。	(公財) 東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当 電話：03-5206-7925
東京都立学校等 給付型奨学金制 度	家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。	教育庁都立学校教育部 高等学校教育課経理担当 電話：03-5320-6744 F A X：03-5388-1727
奨学研究資金	ひとり親世帯の子弟に対し高等学校、大学、短期大学、専修学校の修学のために奨学資金を交付しています。	品川区社会福祉協議会 電話：03-5718-7171 F A X：03-5718-7170
夢を応援基金 ひとり親家庭支 援奨学金制度	ひとり親家庭の生徒さんを給付型奨学金で応援します。	(一財) 全国母子寡婦福祉団体協 議会 事務局 電話：03-6718-4088 F A X：03-6718-4087
生活保護 生業扶助高等学 校等就学費	高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付します。	品川区福祉事務所 生活福祉課 担当ケースワーカー 電話：03-3777-1111 (代表)

制度名	概 要	問合せ先
あしなが奨学金 (貸付型併用)	病気、災害、自死(自殺)など道路上の交通事故以外で保護者を亡くしたり、保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもたちへの奨学金制度を実施しています。 高校、大学、専門学校などに進学を希望している、経済的に苦しい遺児たちに奨学金(無利子貸与+給付)を交付しています。	あしなが育英会奨学課 電話：0120-77-8565
受験生チャレンジ支援貸付事業 (返還免除付)	中学3年生とそれに準ずる方、高校3年生とそれに準ずる方を養育されている方に対して、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を目的とした貸付金です。 貸付対象となる学校へ入学した場合、免除申請書の提出を行うことにより返済が免除(償還免除)されます。	品川区 生活福祉課 相談係 電話：03-5742-6545 F A X：03-5742-6798

貸付型奨学金（品川区奨学金と併用可、ただし各制度で区奨学金と併用可能かは要確認）

制度名	概 要	問合せ先
東京都育英資金	都内にお住まいで、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に、無利息で奨学金をお貸しする制度です。	(公財) 東京都私学財団 育英資金担当 電話：03-5206-7929
教育支援資金	低所得世帯に対して、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金を貸付ける制度です。	品川区社会福祉協議会 電話：03-5718-7171 F A X：03-5718-7170
東京都母子及び父子福祉資金	母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している方への貸付金です。	品川区 子育て応援課 ひとり親相談係 電話：03-5742-6589
あしなが奨学金 (給付型併用)	病気、災害、自死(自殺)など道路上の交通事故以外で保護者を亡くしたり、保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもたちへの奨学金制度を実施しています。	あしなが育英会奨学課 電話：0120-77-8565
交通遺児育英会奨学金	保護者が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の生徒・学生に奨学金を貸与して進学援助を行い、将来、社会有用な人材を育成することを目的とした事業を行っています。	(公財) 交通遺児育英会 奨学課 電話：03-3556-0773 (直通) 0120-521286

* 詳細については、各問合せ先にご相談ください。

問合せ先

子ども未来部 子育て応援課 家庭支援係

〒140-8715 品川区広町2 - 1 - 36 区役所本庁舎7階

Tel 5742-6385 FAX 5742-6387

E-mail: kosodate@city.shinagawa.tokyo.jp